

世田谷区情報公開・個人情報保護審議会の委員構成の見直しについて

1 趣旨

個人情報の保護に関する法律及び世田谷区個人情報保護条例の改正により、令和5年4月1日から世田谷区情報公開・個人情報保護審議会の主たる審議事項に変更が生じたことから、委員の改選に合わせて、審議案件の性質に応じた委員構成への見直しを図る。

2 審議会の主な審議案件の変化

従前	【個別案件の事前確認】 個人情報を取り扱う業務について外部委託を行う場合、外部の電子計算機との回線結合を行おうとする場合等に、その内容が適正であるかについて 広く区民の意見を聞くべき個別具体の事案 を事前に審議する。
条例改正後	【専門性の高い事案を中心とした審議】 世田谷区個人情報保護条例の改廃をはじめとした区の個人情報保護制度の制度設計のあり方、番号法に基づく特定個人情報保護評価に係る諮問等、 専門性の高い事案 を中心に審議する。 (個人情報の保護に関する法律の改正により、従前の個別案件の審議は各自治体の審議会において許容されないこととなった。)

3 委員構成の見直しについて

(1) 委員構成見直しの考え方

上記2のとおり、審議会の主な審議案件が「広く区民の意見を聞くべき個別具体の事案」から「専門性の高い事案」に変わったことから、現委員の任期満了（令和6年5月31日）に合わせて、審議会の委員構成を次のように見直すこととする。

- ① 専門性の高い事案の増加に伴い、有識者枠を増員する。
- ② 個別事案の審査の廃止に伴い、区内各種団体からの推薦委員枠を廃止する。
- ③ 上記②に伴い、公募区民枠を増員する。

(2) 委員構成（案）

従来（現行）	見直し案
有識者（5名） 区内団体（7名※） 公募区民（2名） 計14名	有識者（6名） 公募区民（3名） 計9名

※町総連、医師会、商連、消費者団体、民生・児童委員、PTA、労組協から各1名

4 公募区民について

公募区民については、次期の任期までに選任を完了させるため、区のおしらせ、区ホームページ等により令和6年4月1日から公募を開始する。